

岸和田市告示第 124 号

令和 8 年度市有建築物定期点検委託その 1 について、次のとおり一般競争入札を行うので、岸和田市財務規則（平成 9 年規則第 11 号。以下「財務規則」という。）第 104 条の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 8 日

岸和田市長 佐野 英利

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和 8 年度市有建築物定期点検委託その 1

(2) 業務場所

岸和田市岸城町地内ほか

(3) 業務の概要

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく定期点検業務を行い、所定の報告書にまとめる業務

(4) 業務期間

契約日から令和 8 年 10 月 23 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 岸和田市の令和 8 年度の入札参加資格者として登録されている者であること。

(2) 告示日前 2 年以内に国又は地方公共団体との契約に基づき建築基準法第 12 条に規定する点検を行った実績（一の契約につき、当該点検を行う施設（複数の施設である場合を含む。）の床面積の合計が 250,000 m²以上であるものに限る。）を 2 件以上有する者であること。

(3) 次の表の左欄に掲げる場合に応じ、同表の右欄に掲げる点検資格者を主任点検資格者として届出し、主任点検資格者が点検実施時に現場に常駐できる者であること。

場合	点検資格者
建築物の点検	一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者
防火設備の点検	防火設備検査員資格者証の交付を受けている者
建築設備の点検	建築設備検査員資格者証の交付を受けている者

備考

1 この表に掲げる点検資格者の資格を複数有する者は、当該資格に応じてそれぞれ

れの主任点検資格者を兼ねることができる。

2 全ての主任点検資格者を下請負人とすることは、できない。

3 下請負人を使用する場合は、契約時に下請負人届を提出し、承諾を受けること。

(4) 点検を行う建築士は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者又は同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者（その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合に限る。）であること。

(9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者若しくは申立てをなされていない者又は会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者（その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合に限る。）であること。

(10) 入札日前 6 ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者であること。

(11) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

(12) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中になくいる者であること。

(13) 入札又は契約に関し、損害賠償請求を岸和田市から受けていない者であること。

3 入札参加資格審査申込手続に関する事項

本入札に参加を希望する者は、第1号に掲げる書類を建設部公共建築マネジメント課まで提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 令和8年度において有効な岸和田市入札参加資格審査申請書受理書の写し（総務部契約検査課の受理印が押されたものに限る。）

ウ 受注実績一覧（前項第2号の実績を有することが確認できるものをいう。）

エ 予定する主任点検資格者一覧

オ 建築物の点検の主任点検資格者が建築士の場合にあつては、建築士事務所登録証明書

の写し

(2) 一般競争入札参加申込書等の提出

令和8年4月8日（水）から同月16日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午からの45分間を除く。）の間に、建設部公共建築マネジメント課へ持参又は郵送（ファックス及び電子メールは不可）すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

4 仕様書等の閲覧等

(1) 当該業務の仕様書等は、令和8年4月8日（水）から同月16日（木）まで岸和田市公式ウェブサイトより閲覧又はダウンロードすることができる。

(<https://www.city.kishiwada.lg.jp>)

(2) 仕様書等に関する質疑がある場合は、令和8年4月20日（月）午後5時までに、次の送付先に質疑書を電子メールで送付すること。その他の方法による質問には一切応じないものとする。また、電子メールの送信後、建設部公共建築マネジメント課まで電話により着信確認をすること。

送付先 建設部公共建築マネジメント課 適正保全担当

電話番号 072-447-4331（直通）

メールアドレス kenchiku@city.kishiwada.lg.jp

当該質疑に対する回答は、令和8年4月27日（月）に入札参加申込書を受領された者全員に、回答書を参加申込書に記載された連絡用メールアドレスに電子メールで送付する。また、岸和田市公式ウェブサイト

に掲載する。

5 入札要項等の配布

入札要項兼入札通知書は、入札参加申込書を受領した際に配布する。

6 入札の日時及び場所

令和8年5月13日(水)午前10時

岸和田市役所職員会館 3階中会議室

※ 入札時刻に遅刻したものは、失格とする。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 業務委託入札心得第9条に該当する入札

(2) 入札時点までに指名停止要綱により指名停止の措置を受けた者が行った入札

8 入札保証金に関する事項

財務規則第108条第2号の規定により免除する。

9 契約保証金に関する事項

財務規則第123条第2号の規定により免除する。

10 契約に関する事項

契約条項は、令和8年4月8日(水)から同月16日(木)まで岸和田市公式ウェブサイトより閲覧又はダウンロードすることができる。

(<https://www.city.kishiwada.lg.jp>)

11 契約書の作成の要否

契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。

12 その他

(1) 現場説明については、これを省略する。

(2) 落札者が契約日までの期間に、第2項に規定するいずれかの要件を満たさなくなつたときは契約を締結しない。この場合、岸和田市は受託候補者に対し、何ら責任を負わないものとする。

13 入札及び契約に関する問合せ先

岸和田市建設部公共建築マネジメント課 適正保全担当

(岸和田市役所第2別館4階)

住所 岸和田市岸城町7番1号

電話 072-447-4331(直通)

メールアドレス kenchiku@city.kishiwada.lg.jp